特定母樹の指定・配布状況について

1. はじめに

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（平成 20 年法律第 32 号 以下「間伐等特措法」という。）では、特に成長に優れ、花粉量が一般的なスギやヒノキに比べておおむね半分以下のもの等を、農林水産大臣が「特定母樹」として指定し、その増殖を促進することとされています。

林木育種センターでは、都道府県と認定特定増殖事業者による採種穂園の造成等の目的のため、特定母樹の原種を配布していますので、紹介いたします。

2. 特定母樹の指定状況

特定母樹の制度が創設された平成 25 年度から令和 7 年度末までに、林木育種センターが開発したエリートツリー等の中から、特定母樹指定基準を満たした 474 系統を申請し、農林水産大臣から特定母樹に指定されています。そのうちの 84% はエリートツリーから指定されたものとなっています（下表参照）。

なお、このほか、各県が申請し、特定母樹に指定されたものが 107 系統あり、全国では 581 系統が指定されています。

表　特定母樹の指定状況（系統数）

育種基本区	ス　ギ	ヒノキ	カラマツ	トドマツ	合　計
北海道			3 (1)	32 (29)	35 (30)
東　北	95 (45)		27 (27)		122 (72)
関　東	73 (73)	21 (21)	72 (72)		166 (166)
関　西	56 (56)	41 (41)			97 (97)
九　州	40 (19)	14 (14)			54 (33)
合　計	264 (193)	76 (76)	102 (100)	32 (29)	474 (398)

（注 1）各欄下段の（ ）内の数値はエリートツリーで内数
（注 2）北海道のカラマツには、グイマツ 1 系統を含む

3. 特定母樹の原種苗木の生産と配布状況

林木育種センターでは、都道府県等からの特定母樹等の原種配布要望に応え原種苗木等の生産・配布を行っています。

平成 25 年度に間伐等特措法が改正され、平成 26 年度から認定特定増殖事業者にも特定母樹の原種の配布を開始したことにより、全体の原種配布本数は増加しており、平成 25 年度と比較すると令和 7 年は約 2.8 倍になっています（下図参照）。

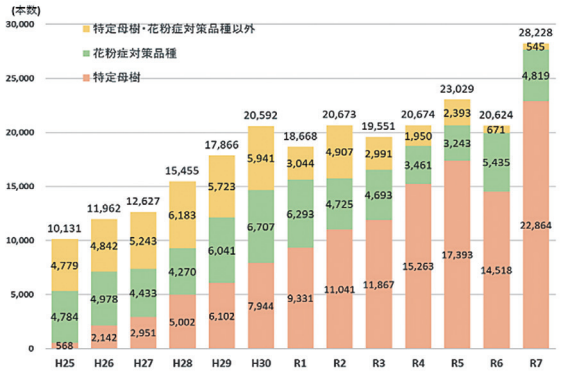


図　原種苗木等の配布本数の推移

このうち、特定母樹については、平成 25 年度から令和 7 年度までに全国で約 126 千本を配布しており、樹種別内訳では、スギ約 82 千本、ヒノキ約 31 千本、カラマツ約 8 千本、グイマツ約 4 千本となっています。令和 7 年度の特定母樹の配布本数は全体の約 8 割を占めています。

なお、林木育種センターでは、原種苗木等を配布する際には苗木 1 本ごとに DNA 分析を行い、要望系統と配布系統に相違がないことを確認した上で配布しています。

4. 今後について

令和 7 年 2 月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、森林吸収源対策としてエリートツリー等の種苗の生産拡大などを通じて再造林の確実な実施を図ることとされています。

林木育種センターでは、今後も開発したエリートツリー等の中から特定母樹への申請を進めるとともに、都道府県等が設定した採種穂園に対して、講習会等を通じて技術指導を行うことにより、更なる特定母樹の普及に貢献して参ります。

（育種部　指導課　福山　友博）